

長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

平成18年12月18日

規則第6号

長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成18年広域連合条例第14号）の施行に関し必要な事項については、長崎県市町村総合事務組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例施行規則（平成8年長崎県市町村総合事務組合規則第11号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。